

悩んでいるあなたへ

≡ 安全に、安心してくらすために

現在、夫や恋人から暴力を受けて悩んでいるあなた、「家庭内の問題」だからと自分で解決しようとしていませんか。

長い期間、暴力にさらされた生活をしていると、誰も信じられなくなり、無力感やあきらめ、孤立感を深め、怒りを感じる力さえ失ってしまうことがあります。

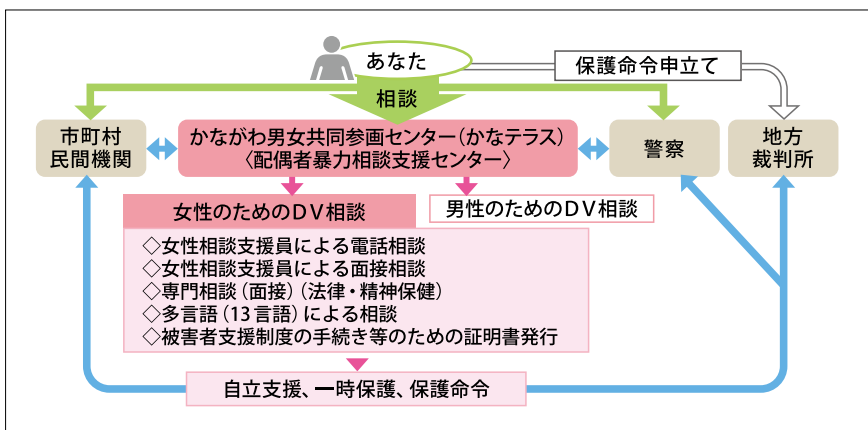
ドメスティック・バイオレンスは、女性の身に偶然起きた不幸な出来事ではなく、人権侵害であり、命にも関わる危険な「犯罪」です。誰もが、暴力を受けない、安全に、安心してくらす権利を持っています。

≡ 「悪いのは私」と一人で背負い込まないで、まず、相談を！

家庭内の暴力を外部に相談することは勇気のいることですが、自分や子どもたちの安全や将来のために援助を求めることは、あなたの大切な権利です。県内には、あなたの悩みを受け入れてくれる相談機関や警察があります。(15ページ以降をご覧ください。)

「悪いのは私…」と、一人で背負い込まずに、まず相談してください。

≡ DV 相談から支援までの流れ



あなたが相談されたら

≡ 「あなたは悪くない」というあなたの言葉が力になる

ドメスティック・バイオレンスで苦しんでいる女性がいたら、彼女の話とありのままに受け止めてください。そして、「あなたは悪くない」と声を掛けてほしいのです。そのことが、どれだけ彼女の力となることでしょうか。

「夫の言い分も聞いてみなくては…」とか、「殴るからにはそれなりの理由が…」という言葉や態度は、被害を受けた女性を傷つけるだけでなく、せっかく勇気を出して始めた相談を止めてしまう原因にもなります。

心からの励ましやドメスティック・バイオレンスについての支援・相談機関の情報を提供するなどの支援活動は、女性にとって大きな力となります。

しかし、緊急の場合は個人で解決しようとせず、女性のための相談機関や警察署に、まず相談してください。

≡ 「迷惑を掛けたくない」、「身内の恥」の意識を捨て 「どんな暴力も許さない！」の決意を！

これまで日本では、家庭内の争い事は、「迷惑を掛けたくない」、「身内の恥」という意識が働き、外に向かって助けを求めることはあまりありませんでした。また、周囲の人も女性の身体に暴力の痕跡を目にしても、「自転車で転んだ」などと彼女が説明すれば、それ以上立ち入るのを避けてきました。そのためにドメスティック・バイオレンスは、新聞などで報じられる「死」という結末で終わることが少なくありませんでした。

こうしたことから、DV防止法では、暴力を受けている人を発見した人は配偶者暴力相談支援センターや警察に通報をするよう呼び掛けています。これは、社会の協力により、被害者を早期に保護するためです。

この法律では、医師や医療関係者も、配偶者暴力相談支援センターや警察に通報することができることとなっていますが、被害者の意思を尊重するよう努めることとなっています。けがをした場合は、安心して医師の診断を受けるよう勧めてください。

ドメスティック・バイオレンスは社会全体で解決すべき問題です。「どんな暴力も許さない！」という、一人ひとりの決意が重要です。

{ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法) とは? }

≡ DV防止法成立までの歴史

女性への暴力に対する取組が進むきっかけになったのは、1993年の国連総会で、女性への暴力は女性の人権を著しく侵害するものであり、克服すべき重要な課題であるとして、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されたことです。

また、1995年に北京で開催された国連第4回世界女性会議では、「北京宣言及び行動綱領」に、女性に対する暴力を防止し、根絶するための総合的な対策を講じる必要性が明記され、この問題が世界的に共通な課題となりました。

≡ DV防止法の成立

日本でもドメスティック・バイオレンスが社会問題として取り上げられるようになり、これまで「家庭内のこと」と見過ごされてきた、夫やパートナーからの暴力を防止し被害者を保護するため、2001年4月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、「法は家庭内に入らず」という従来からの社会通念を打ち破り、家庭内の暴力でも犯罪になることが明確になりました。その後2004年、2007年に被害者保護の充実を図るため法改正が行われ、2013年には、**生活の本拠を共にする交際相手からの暴力被害者も適用対象**とし、名称も「**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律**」(DV防止法)と改められました。2020年に施行された改正法では、相互に連携すべき関係機関として児童相談所が追加され、**保護の適用対象として、被害者の同伴家族**が含まれることも明確になりました。さらに、2024年4月に施行された改正法では、保護命令(14ページをご覧ください。)の対象が、「自由、名誉もしくは財産に対する脅迫により、被害者が心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」にも拡大されるなど、**保護命令の制度が拡充**されました。

神奈川県では、DV防止法及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき策定した「**かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画**」により、**関係機関と連携・協働して被害者の支援体制を充実させ、女性が安心して自分らしく暮らすための取組**をより一層進めることとしています。

≡ DV防止法が対象にする「配偶者からの暴力」とは…

この法律では、身体的な暴力だけでなく、精神的、性的な暴力などの心身に有害な影響を及ぼす言動も対象となります。

また、配偶者（事実婚の者を含む。以下同じ。）からの暴力に加え、元配偶者（事実婚の解消後の者を含む。）から離婚（事実婚の解消を含む。）後も引き続き受ける暴力、生活の本拠を共にする交際相手（いわゆる同棲相手）からの暴力も含まれます。

また、女性だけでなく男性への暴力も対象となります。

≡ 配偶者暴力相談支援センターとは…

都道府県または市町村の「配偶者暴力相談支援センター」は、被害者のための種々の相談、心身の健康を回復するための指導、被害者の一時保護に関する相談などを行います。また、保護命令の利用についての援助や、被害者が自立して生活するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整などを行います。

≡ 被害者の保護に関する制度は…

被害に気づいた人による「通報」（身体に対する暴力に限ります）

配偶者からの暴力を受けている人に気づいた人は、配偶者暴力相談支援センターや警察に通報するように努めなければなりません。また、業務上、患者に関する事柄について守秘義務のある医師や医療関係者も、被害者の意思を尊重した上で通報することができます。警察官は、通報などにより配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、暴力の制止、被害者の保護など被害の発生を防止するための措置を講じます。

≡ 一時保護とは…

神奈川県では、女性の被害者及び同伴の家族を、一時的に、専用の施設で安全に保護することができます。一時保護は、女性相談支援センターが自ら行うか、女性相談支援センターから一定の基準を満たす者（民間シェルター等）に委託して行うこととなります。

一時保護の間に、被害者は心身を休養させ、今後の生活についての相談や情報提供などの支援を受けることができます。

≡ 保護命令とは…

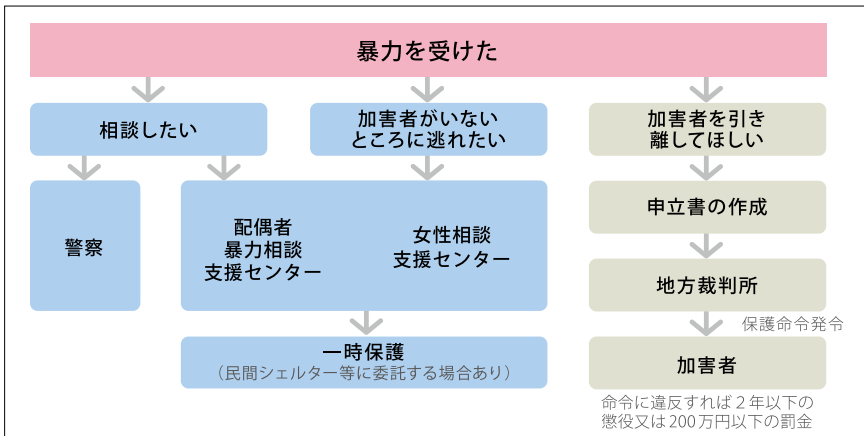
被害者が、配偶者からの身体に対する暴力や、生命、身体、自由、名誉もしくは財産に対する脅迫により、生命や心身に重大な危害を受ける恐れが大きいときには、被害者の安全確保のため、地方裁判所は、被害者からの申し立てにより「保護命令」を発令します。

保護命令の申し立ては、警察や配偶者暴力相談支援センターに相談した事実があれば可能です。書類は自分で作成し申し立てできますが、分からない場合は配偶者暴力相談支援センターなどに相談してみましょう。

保護命令は、申立人に対して発令されます。その内容は、以下のとおりです。

- ・ 申立人への接近禁止命令
 - ・ 申立人と同居する子への接近禁止命令
 - ・ 申立人の親族等への接近禁止命令
 - ・ 申立人への電話等禁止命令
(深夜早朝のSNS等の送信・位置情報の無承諾取得など)
 - ・ 申立人と同居する子への電話等禁止命令
 - ・ 申立人と共に住む住居からの退去命令 …………… 原則として2か月間
- …………… 1年間

≡ 法的な流れ



≡ ドメスティック・バイオレンスについての 県内の相談窓口


■ 神奈川県配偶者暴力相談支援センター

※受付日は、年末年始を除きます。

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
女性のためのDV相談 〔かながわ男女共同参画センター〕 〔かなテラス〕 ※面接相談は要予約	月～金(祝日除く)	9:00～21:00	0466-26-5550
	土・日(祝日除く)	9:00～17:00	
女性への暴力相談 「週末ホットライン」	土・日(祝日除く)	17:00～21:00	045-534-9551
	祝日	9:00～21:00	
多言語による相談(女性向け) (英語・韓国・朝鮮語、スペイン語、 ポルトガル語、中国語、タガログ語、 タイ語、ベトナム語、インドネシア語、 ベンガル語、ミャンマー語、 クメール語、ロシア語) ※言語によっては要予約 ※面接相談は要予約	月～金(祝日除く)	10:00～17:00	090-8002-2949
男性被害者相談 ※面接相談は要予約	月～金(祝日除く)	9:00～21:00	045-662-4530
DVに悩む男性のための相談	月・木(祝日除く)	18:00～21:00	045-662-4531

■ 県共生推進本部室

※受付日は、年末年始を除きます。

窓口名称	受付曜日	受付時間	ご相談はこちらから
かながわDV相談LINE (女性向け)	月・火・木・土(祝日除く)	14:00～21:00	

■ 横浜市配偶者暴力相談支援センター

※受付日は、年末年始を除きます。

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
横浜市DV相談支援センター (電話相談)	月～金(祝日除く)	9:30～16:30	045-671-4275
	月～金(第4木曜除く)	9:30～20:00	045-865-2040
	土・日・祝日(第4木曜除く)	9:30～16:00	

■ 川崎市配偶者暴力相談支援センター

※受付日は、年末年始を除きます。

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
川崎市DV相談支援センター (電話相談)	月～金(祝日除く)	9:30～16:30	044-200-0845

■ 相模原市配偶者暴力相談支援センター

※受付日は、年末年始を除きます。

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
相模原市DV相談支援センター (電話相談)	毎日 (第4月曜除く)	10:00～17:00 (火・木は18:00まで)	042-772-5990

国の相談窓口

実施機関名	窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
内閣府 ※電話の他、メールやチャットでの相談も可 ※多言語での相談も可(チャットのみ)	D V相談+(プラス)	毎日	24時間 ※チャットは 12:00~22:00	ご相談はこちら 
	女性の人権ホットライン	月~金 (祝日・年末年始除く)	8:30~17:15	0570-070-810 (ナビダイヤル)
横浜地方方法務局 人権擁護課	インターネット人権相談 受付窓口(メール相談)	毎日	24時間	ご相談はこちら 
	SNS(LINE)による 人権相談	月~金 (祝日・年末年始除く)	8:30~17:15	

神奈川県警察 ※緊急の場合は、110番してください

最寄りの警察署又は警察総合相談室にご相談ください

加賀町	045-641-0110	泉	045-805-0110	大船	0467-46-0110
山手	045-623-0110	瀬谷	045-366-0110	藤沢	0466-24-0110
磯子	045-761-0110	横浜水上	045-212-0110	藤沢北	0466-45-0110
金沢	045-782-0110	川崎	044-222-0110	茅ヶ崎	0467-82-0110
南	045-742-0110	川崎臨港	044-266-0110	平塚	0463-31-0110
伊勢佐木	045-231-0110	幸	044-548-0110	大磯	0463-72-0110
戸部	045-324-0110	中原	044-722-0110	小田原	0465-32-0110
神奈川	045-441-0110	高津	044-822-0110	松田	0465-82-0110
鶴見	045-504-0110	宮前	044-853-0110	秦野	0463-83-0110
保土ヶ谷	045-335-0110	多摩	044-922-0110	伊勢原	0463-94-0110
旭	045-361-0110	麻生	044-951-0110	厚木	046-223-0110
港南	045-842-0110	横須賀	046-822-0110	大和	046-261-0110
港北	045-546-0110	田浦	046-861-0110	座間	046-256-0110
緑	045-932-0110	横須賀南	046-835-0110	海老名	046-232-0110
青葉	045-972-0110	三崎	046-881-0110	相模原	042-754-0110
都筑	045-949-0110	葉山	046-876-0110	相模原南	042-749-0110
戸塚	045-862-0110	逗子	046-871-0110	相模原北	042-700-0110
栄	045-894-0110	鎌倉	0467-23-0110	津久井	042-780-0110

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
警察総合相談室	毎日	24時間	#9110 又は 045-664-9110

女性のための県内の相談窓口

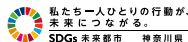
※受付日は、年末年始を除きます。

実施機関名	名称	受付曜日	受付時間	電話番号
県立女性相談支援センター	女性電話相談室 (一般相談)	月～金(祝日除く)	9:00～16:40	0570-550-594
県共生推進本部室	かながわ女性の不安・困りごと相談室	電話	月～金 (祝日除く) 9:00～17:00	0467-46-2110
		LINE	月・火・木・金 (祝日除く) 月・火 10:00～13:00 木・金 13:00～16:00	ご相談はこちら 
男女共同参画センター横浜	心とからだと 生き方の電話相談	火・水・金・土 金(祝日除く)	9:30～16:00 18:00～20:00	045-871-8080
	男女共同参画に関する 人権侵害相談・申出制度	月～土(木曜除く)	9:30～16:00	045-862-5063
川崎市男女共同参画 センター(すくらむ21)	女性のための 総合相談	月～木(祝日除く)	10:00～15:00	044-811-8600 (ハロー・ウイメンズ110番)
		金(祝日除く)	15:00～20:00	
		日(祝日除く)	12:00～17:00	
川崎市 人権オンブズパーソン	男女平等にかかわる 人権侵害に対する 相談	月・水・金 (祝日除く)	13:00～19:00	044-813-3111
		土(祝日除く)	9:00～15:00	※変更予定あり 令和6年8月以降の 番号は市HPにて
相模原市人権・男女共同参画課	ソレイユさがみ 女性相談室	毎日 (第4月曜除く)	10:00～17:00 (火・木は 18:00まで)	042-775-1777 (面接は要予約)
横須賀市こども家庭支援課	女性のための DV相談	月～金(祝日除く)	10:00～16:00	046-822-8307
デュオよこすか	女性のための相談室 (一般相談)	月・水・金	9:00～16:00	046-828-8177
平塚市人権・男女共同参画課	女性のための 相談窓口	月～金(祝日除く)	9:30～16:00	0463-21-9611 (予約優先)
鎌倉市地域共生課	女性相談 (電話・面接)	月～金(祝日除く)	10:00～13:00 14:00～16:30	0467-23-9311 (面接は要予約)
藤沢市生活援護課	女性相談	月～金(祝日除く)	8:30～12:00 13:00～17:00	0466-50-3572
小田原市人権・男女共同参画課	女性相談	月～金(祝日除く)	9:30～11:30 13:00～16:30	0465-33-1737 (面接は要予約)
茅ヶ崎市多様性社会推進課	女性のための 相談室	電話	月～金 (祝日除く) 10:00～16:00	0467-84-4772 (面接は要予約)
		面接	月～金 (祝日除く) 10:00～16:00 (第2・第4水曜日 13:00～16:00除く)	
逗子市市民協働課	女性相談	月～金(祝日除く)	9:30～12:00 13:30～16:00	046-873-5531

※受付日は、年末年始を除きます。

実施機関名	名称	受付曜日	受付時間	電話番号
三浦市市民協働課	女性相談	第2、第4水曜 (祝日の場合は前日火曜日)	10:00～15:00	046-882-1111 (内線315)で予約
秦野市市民相談人権課	女性のための悩み相談	月～木・第2土(土曜日は電話・面接ともに完全予約制)(祝日除く)	10:00～12:00 13:00～15:00	0463-83-1812 電話・面接の予約は 0463-82-7618
厚木市 こども家庭センター	DV相談	月～金(祝日除く)	9:00～17:00	046-221-0182
	女性のための相談室 (一般相談)	月～金(祝日除く)	10:00～12:00 13:00～17:00	046-221-0123
大和市福祉事務所	DV相談	月～金(祝日除く)	9:30～16:30	046-260-5638
大和市市民相談課	女性の市民相談員による心配ごと相談	月～金(祝日除く)	10:00～12:00 13:00～16:00	046-260-5104
伊勢原市福祉総務課	DV相談	月～金(祝日除く)	9:00～12:00 13:00～17:00	0463-91-9237
海老名市市民相談課	女性相談 (DV相談)	月～金(祝日除く)	9:15～12:00 13:00～17:15	046-231-2224
座間市 人権・男女共同参画課	女性相談 (DV相談)	月～金(祝日除く)	9:00～12:00 13:00～17:15	046-252-8483
南足柄市女性センター	女性相談 (一般・DV相談)	月・火・木・金 (祝日除く)	10:00～12:00 13:00～17:00	0465-73-8211
綾瀬市市民課	女性相談 (DV相談)	月～金(祝日除く)	10:00～12:15 13:00～16:45	0467-70-5605
葉山町町民健康課	DV相談	月～金(祝日除く)	14:00～17:00	046-877-1199 (専用電話)
寒川町町民窓口課	DV相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0467-74-1111(代)
大磯町町民課	DV相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0463-61-4100(代)
二宮町福祉保険課	一般相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0463-75-9289
中井町福祉課	DV相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0465-81-5548
大井町協働推進課	一般相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0465-85-5004
松田町子育て健康課	女性相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0465-84-5544
山北町福祉課	DV相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0465-75-3644
開成町福祉介護課	DV相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0465-84-0316
箱根町町民課	DV相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0460-85-7160
真鶴町政策推進課	一般相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0465-68-1131
湯河原町地域政策課	DV相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0465-63-2111
愛川町住民協働課	DV相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	046-285-2111
清川村子育て健康福祉課	DV相談	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	046-288-3861

女性のための県内の相談窓口



※神奈川県配偶者暴力相談支援センターの相談窓口は15ページをご覧ください。
(DVに悩む男性のための相談窓口もあります。)

県保健福祉事務所

※受付は、年末年始と祝日を除く、月～金曜日の8時30分～17時15分です。

名称	電話番号	名称	電話番号
平塚保健福祉事務所生活福祉課	0463-32-0130	平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所生活福祉課	0467-85-1173
鎌倉保健福祉事務所保健福祉課	0467-24-3900	厚木保健福祉事務所生活福祉課	046-224-1111
小田原保健福祉事務所生活福祉課	0465-32-8000	小田原保健福祉事務所足柄上センター生活福祉課	0465-83-5111

横浜市福祉保健センター

※受付は、年末年始と祝日を除く、月～金曜日の8時45分～17時です。

名称	電話番号	名称	電話番号
鶴見福祉保健センター	045-510-1840	金沢福祉保健センター	045-788-7772
神奈川福祉保健センター	045-411-7113	港北福祉保健センター	045-540-2319
西福祉保健センター	045-320-8402	緑福祉保健センター	045-930-2432
中福祉保健センター	045-224-8171	青葉福祉保健センター	045-978-2457
南福祉保健センター	045-341-1152	都筑福祉保健センター	045-948-2321
港南福祉保健センター	045-847-8410	戸塚福祉保健センター	045-866-8468
保土ヶ谷福祉保健センター	045-334-6352	栄福祉保健センター	045-894-8959
旭福祉保健センター	045-954-6117	泉福祉保健センター	045-800-2419
磯子福祉保健センター	045-750-2436	瀬谷福祉保健センター	045-367-5703

川崎市役所地域みまもり支援センター等

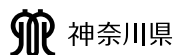
※受付は、年末年始と祝日を除く、月～金曜日の8時30分～17時です。

名称	電話番号	名称	電話番号
川崎市役所地域みまもり支援センター	044-201-3206	高津区役所地域みまもり支援センター	044-861-3259
大師地区健康福祉ステーション	044-271-0145	宮前区役所地域みまもり支援センター	044-856-3308
田島地区健康福祉ステーション	044-322-1978	多摩区役所地域みまもり支援センター	044-935-3101
幸区役所地域みまもり支援センター	044-556-6693	麻生区役所地域みまもり支援センター	044-965-5160
中原区役所地域みまもり支援センター	044-744-3268		

相模原市子育て支援センター

※受付は、年末年始と祝日を除く、月～金曜日の9時～17時です。

名称	電話番号	名称	電話番号
緑子育て支援センター	042-775-8815	中央子育て支援センター	042-769-9221
南子育て支援センター	042-701-7700		



〒251-0025 藤沢市鶴沼石上2-7-1 県藤沢合同庁舎2階
電話 0466(27)2111(代)
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/top.html>



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

令和6年6月発行